

(特別管理)産業廃棄物処分に関する特約条項

(法令の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)を遵守するものとする。

(受託者の事業範囲)

第2条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕	〔特別管理産業廃棄物〕
許可都道府県・政令市: _____	許可都道府県・政令市: _____
許可の有効期限: _____	許可の有効期限: _____
事業区分: _____	事業区分: _____
産業廃棄物の種類: _____	産業廃棄物の種類: _____
許可の条件: _____	許可の条件: _____
許可番号: _____	許可番号: _____

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び業務委託料)

第3条 委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び業務委託料は、次のとおりとする。

◎処分に関する種類、数量及び契約金額

種類 : _____ 汚泥 _____
数量 : _____ 1,000 m³ _____
業務委託料 : _____ 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

(中間処分の場所、方法及び処理能力)

第4条 受託者は、委託者から委託された第3条の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称: _____
所在地: _____
処分の方法: _____
施設の処理能力: _____

(最終処分場所、方法及び処理能力)

第5条 委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(適正処理に必要な情報の提供)

第6条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- (7) その他取扱いの注意事項

2 委託者は、この契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(委託業務完了報告)

第7条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を提出するとともに、マニフェストD票、E票又は電子マニフェストの処分終了報告、最終処分終了報告の紙出力を作成し、委託者に提出する。

(業務の一時停止)

第8条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに委託者に当該事由の内容及び、委託者における影響が最小限とな

る措置を講ずる旨を書面により通知する。委託者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 委託者は受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

(契約解除の場合の措置)

第9条 委託者又は受託者から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者又は受託者は、次の措置を講じなければならない

(1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

(2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。